

保存版

【台風・地震等発生時の登下校の取扱いについて】

1. 大阪府全域又は南河内地区、松原市に『暴風警報』又は『災害発生情報 [警戒レベル3]』^(注1) * 『特別警報』^(注2) が発令された場合は臨時休校とします。始業時（午前8時30分）までに警報が解除された場合は速やかに登校して下さい。なお、始業時（午前8時30分）を過ぎて解除された場合は臨時休校とします。
2. 登校後、『暴雨警報』又は『災害発生情報 [警戒レベル3]』・『特別警報』が発令された場合は学校周辺の被害状況、今後の気象情報等を踏まえた上で安全確認を行い、学校長の判断で下校させることとなります。
3. 松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確認されてからとし、それまでは自宅待機とします。
4. 上記以外の警報等が発令された場合においても、市教育委員会からの指示、または、校区の状況に応じ学校長の判断で臨時休校とする場合があります。
5. 学校給食について

- (1) 『暴風警報』又は『災害発生情報 [警戒レベル3]』・『特別警報』が午前7時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず学校給食は中止となります。ただし、始業時（午前8時30分）までに「警報」が解除された場合は、1にありますように登校になりますが、給食がございませんので午前中のみの授業となります。
- (2) 「震度5弱」以上の地震が発生した場合、発生した時刻にかかわらず、午前7時現在において臨時休校と決定されている場合、給食は中止となります。

(注1) 災害発生情報 [警戒レベル3]：指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想させる場合などに、市から発令される避難情報

(注2) 特別警報：尋常でない大雨、洪水、津波、噴火、その他の大災害が発生又は発生すると予想される場合に発令される警報をいう。